

利子補給への申込みができる方

次の要件すべてに該当することが必要です。

- (1) 県内に自ら居住するために住宅を新築する方で、所得が1,200万円以下の方
(利子補給の申し込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります)
- (2) 返済が確実にできる方 (融資は各取扱金融機関の基準により決定されます)
- (3) 期限内 (令和3年3月31日(水)まで) に住宅ローンの契約ができる方



利子補給の方法

住宅ローンの契約から10年間、年一回(3月)、県から利子補給対象者に直接利子補給金が支払われます。

※利子補給対象者は、金融機関が設定した年利率で住宅ローン契約を締結します。

※利子補給額の計算方法は右記QRコードより「タテッカーナ」内の「計算例」をご覧ください。



住宅ローン締結期限

令和3年3月31日(水)

※住宅ローン契約を締結する前に、交付決定を受ける必要があります。

※交付決定内容の変更は、ローン契約前に手続きが必要です。

※ローン契約から30日以内に融資を受ける必要があります。

取扱金融機関

(株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)きらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合

+ モーゲージバンク (全宅住宅ローン(株)・(株)ハウス・デポ・パートナーズ、(株)ファミリーライフサービス、日本モーゲージサービス(株)、財形住宅金融(株)、アルヒ(株))

※金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、取扱金融機関の基準によります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

※【フラット35】Sについては、一部取り扱っていない金融機関がございます。詳しくは県のホームページ等をご覧ください。

※モーゲージバンク：フラット35を中心とした住宅ローン専門の金融機関。

(募集期間中に追加する場合があります)

※取扱金融機関の最新リストはこちらからご覧ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/data/rishihokyu/kikanlist.pdf>



利子補給の対象となる住宅

●共通基準 耐久性基準(劣化対策等級3)及び省エネ基準(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4)
住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準による

●タイプ毎の要件と利子補給額等

住宅のタイプ	県産木材の使用割合等*1	その他の要件	利子補給額	募集戸数
県産木材多用型	100%かつ15㎡以上	-	最大約80万円 上限8万円/年×10年間 [利子補給対象額上限:2,000万円 利子補給率:0.5%]	180戸 ※4
寒さ対策・断熱化型 (やまがた健康住宅)	50%以上	やまがた健康住宅認証*2		
子育て支援型 (三世代同居・近居)		三世代同居又は近居世帯		
移住促進型	70%以上	県外からの移住世帯	最大約50万円 上限5万円/年×10年間 [利子補給対象額上限:1,500万円 利子補給率:0.4%]	90戸 ※4
子育て支援型 (一般)		子育て世帯		
耐震建替型		旧耐震住宅の解体*3		

※1:延べ床面積×0.1㎡×使用割合以上の県産木材を使用する必要があります。

※2:「やまがた健康住宅認証制度」による認証を受ける必要があります。認証制度の詳細は別途作成するパンフレット又はタテッカーナをご覧ください。

※3:住宅の新築に伴い、昭和56年5月31日以前に建設された住宅を解体する必要があります。

※4:募集期間等については表紙をご確認ください。

●世帯要件

三世代同居世帯	平成14年4月2日以降に生まれた子がいる三世代同居世帯(出産予定を含む)
近居世帯	平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成14年4月2日以降に生まれた子がいる世帯に限る)の居所が新たに近居区域になった世帯(出産予定を含む) 近居区域:(1)直線距離が2km以内又は(2)同一小学校の通学区域内(近居区域内の転居は対象外)
移住世帯	平成27年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
子育て世帯	平成14年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

手続きの流れ

